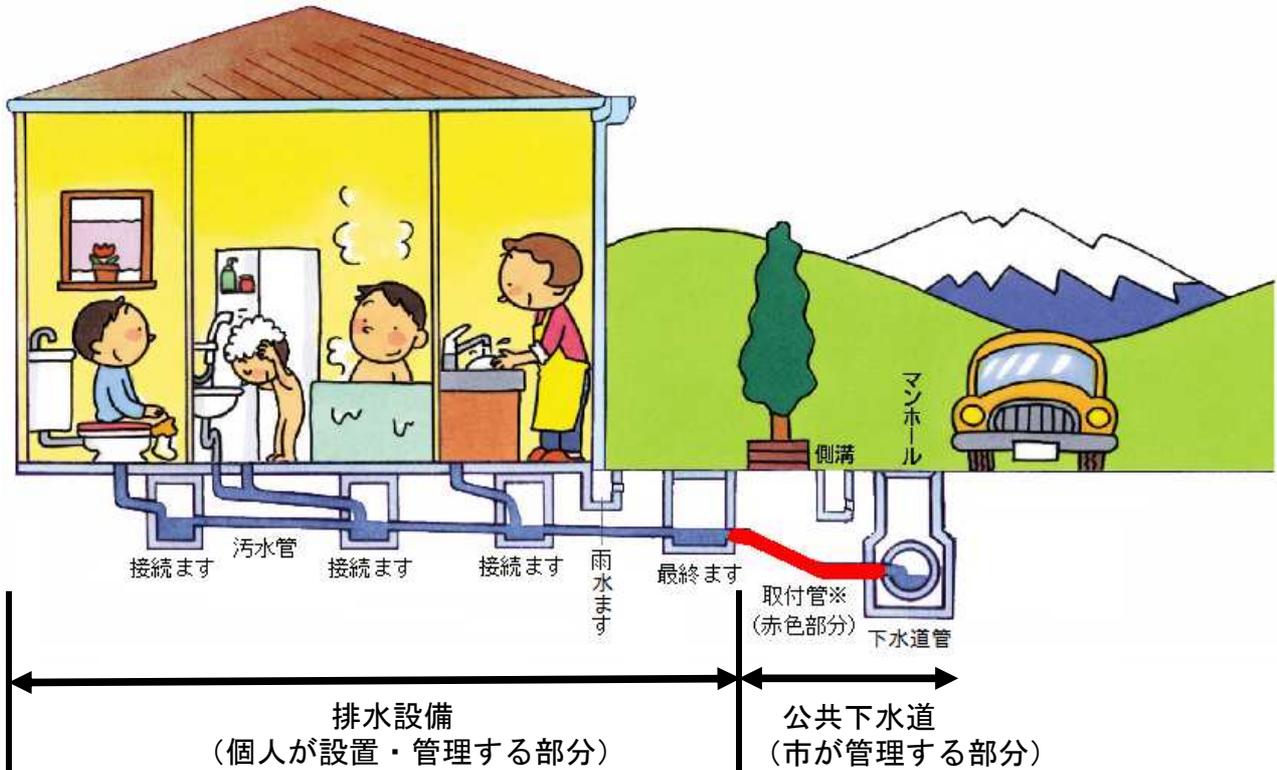


【排水設備の維持管理について】

下水道管へ汚水を流すために、宅地内に埋設された管及びます等のことを「排水設備」といいます。排水設備はお客様の財産となりますので、お客様に維持管理をしていただくこととなります。管理区分についての詳細は、下記の管理区分図をご覧ください。



※取付管について
市が新たに下水道管を布設する場合は市が設置し、既設の下水道管に新たに取付管を布設する場合は個人が設置することになります。

〈管理区分図〉

排水設備を修理する場合や不具合が生じた場合には、東松山市指定下水道工事店にご相談ください。